

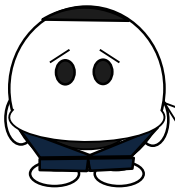
⑮ 再就職等規制について知っていますか

1 再就職等規制って何だろう？

自衛隊員の再就職等規制とは、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するために平成27年10月から導入された、自衛隊員とそのOBが遵守しなければならない法律上のルールです。

規制されている事項は、以下のとおりだよ！

- ① **他の隊員の再就職依頼・情報提供等の規制**【法第65条の2】
現職の隊員が、営利企業等に対して他の隊員・隊員OBについての再就職に係る依頼、情報提供等を禁止
(一部例外あり／援護業務に携わる隊員が行うような場合)
- ② **在職中の利害関係企業等への求職の規制**【法第65条の3】
現職の隊員が、利害関係企業等に対して求職活動することを禁止
(一部例外あり／行(一)4級相当以下又は1尉以下の隊員)
- ③ **再就職者による依頼等(働きかけ)の規制**【法第65条の4】
再就職した隊員OBが、離職前5年間に在籍した局等組織(官房、局、各幕、各自衛隊、各機関等)の隊員に対して、離職前5年間の職務に属する契約等事務について、離職後2年間、働きかけることを禁止(役職等に応じて上乘せ規制あり)
※ 現職の隊員は、隊員OBによる働きかけを受けた場合、防衛大臣等への**届出義務**があります。



違反行為をしたかもしれない隊員を知っているんですけど・・・

違反行為をした疑いのある隊員の情報は**防衛人事審議会再就職等監視分科会**という所で受け付けているよ！

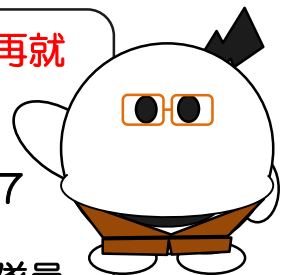
【通報窓口】

電話：03-3268-3111 (代表) 内線23587

メール：kanshi@ext.mod.go.jp

※ ただし、将官、事務官等など定年年齢が60歳以上の隊員に関する情報は内閣府再就職等監視委員会へお願いします。

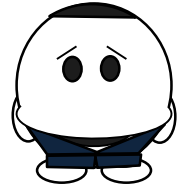
電話：03-6268-7660～7668



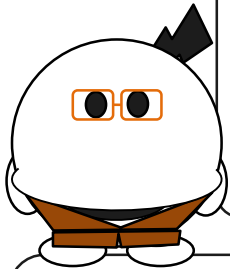
⑮ 再就職等規制について知っていますか

2 再就職情報の届出も忘れないで！

再就職情報の届出は、なぜ必要なんですか？



自衛隊員の再就職について透明性を確保するため、防衛省及び内閣において、隊員及び隊員であった者の再就職に関する情報を収集・一元管理し、公表することになったんだよ。
これに伴い、**隊員及び隊員であった者の再就職に関する情報の届出義務**などが規定されたんだよ。



届出の種類とポイントは以下のとおりだよ。

- 1 いつ届出をするのか
 - (1) 隊員が在職中に再就職の約束をした場合【**約束時の届出**】
 - (2) 管理職隊員（※1）であった者が独法等（※2）の役員等に再就職する場合【**事前の届出**】（離職後2年間まで必要）
 - (3) 管理職隊員であった者が営利企業等に再就職した場合【**事後の届出**】（離職後2年間まで必要）
- 2 だれに提出するのか
在職している（していた）機関の人事・援護担当者

※1： 1佐（三）俸給の特別調整額がⅡ種以上及び行政職（一）7級（相当級を含む。）俸給の特別調整額がⅡ種以上。

※2： 行政執行法人以外の独立行政法人並びに特殊法人、認可法人、公益社団法人及び公益財団法人のうち政令で定める法人

再就職等規制・再就職情報の届出義務に違反した場合、懲戒処分、場合によっては刑事罰（3年以下の懲役等）を受ける場合があるので、注意してね！

